

答 申 書
(答申第314号)
令和2年9月10日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について（答申）

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第2条第1項第3号の規定により、令和2年7月15日付け税務第1118号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、個人情報の紛失又は流出という重大事故に留意し、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、個人情報の運用ルールを再確認し、当該事務に従事する職員に対する指導・監督を徹底して下さい。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	総務部財政局税務課
評価書名	地方税法に基づく道税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	道税総合情報処理システムデータベースファイル
点検結果（総評）	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>